

令和元年度実施施策に係る政策評価書

政策分野⑳(旧政策分野⑱)

政策分野名 【施策名】	林産物の供給及び利用の確保					
政策の概要 【施策の概要】	森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに環境負荷の少ない社会の実現に資するため、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、木材の安定供給体制の構築、新たな木材需要の創出を推進する。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		29年度	30年度	元年度	2年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	1,952 ＜26,551＞ の内数	2,472 ＜32,556＞ の内数	2,641 ＜29,024＞ の内数	2,771 ＜28,366＞ の内数
		補正予算(b)	45 ＜35,621＞ の内数	70 ＜26,709＞ の内数	82 ＜20,609＞ の内数	3,238
		繰越し等(c)	1,417 ＜△7,309＞ の内数	△229 ＜6,868＞ の内数		
		合計(a+b+c)	3,414 ＜54,863＞ の内数	2,313 ＜66,134＞ の内数		
	執行額(百万円)		3,099 ＜52,155＞ の内数	2,294 ＜61,598＞ の内数		
	政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)	
森林・林業基本計画		平成28年5月24日閣議決定	第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 林産物の供給及び利用に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策			

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、〈〉外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	木材の安定供給体制の構築									
目標①【達成すべき目標】	安定供給体制の構築									
測定指標	ア 国産材の供給・利用量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		26年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度		
	年度ごとの目標値		27,141 千m ³ (A:104%)	29,660 千m ³ (A:110%)	30,201 千m ³ (A:104%)	30,988千 m ³ (暫定値) (A:103%)		32百万 m ³	A	F↑一直
把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材供給量を集計し、達成状況を把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

施策(2)		新たな木材需要の創出									
目標①【達成すべき目標】		木材需要の創出									
測定指標	ア 低層の公共建築物(注1)の木造率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		26年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度			
		23.2%	26.0% (27年度) (A:107%)	26.4% (28年度) (A:104%)	27.2% (29年度) (A:102%)	26.5% (30年度) (A:96%)		30.0%			
	年度ごとの目標値		24.3%	25.5%	26.6%	27.7%	28.9%		A	F↑－直	
把握の方法		国土交通省「建設着工統計」をもとに達成状況を把握									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	イ 木質バイオマス等燃料材利用量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		26年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度			
		180.5万 m ³	445.2万 m ³ (A:139%)	603.2万 m ³ (A':155%)	624.4万 m ³ (A:136%)	693.2万 m ³ (暫定値) (A:137%)		600万 m ³			
	年度ごとの目標値		320万 m ³	390万 m ³	460万 m ³	530万 m ³	600万 m ³		A	F↑－直	
把握の方法		木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より利用量を集計し、達成状況を把握。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	ウ「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者(注2)数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類	
			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度			
		－	－	65業者 (C:2%)	212業者 (C:3%)	418業者 (C:4%)		13,000 業者			
	年度ごとの目標値		－	3,000業者	7,000業者	11,000 業者	13,000 業者		C	S↑－直	
把握の方法		登録実施機関の情報により把握。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									

目標②【達成すべき目標】		消費者等の理解の醸成									
評価結果	測定指標	ア「木づかい運動(注3)」に対する消費者の認知度の向上 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度		
		27%	30% (A:103%)	34% (A:110%)	32% (A:97%)	39% (A:111%)		37%	A	F↑－直	
	年度ごとの目標値		29%	31%	33%	35%	37%				
	把握の方法	農林水産統計調査又はアンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握。									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－										
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり								
		(判断根拠) 政策分野⑨「林産物の供給及び利用の確保」について、評価可能な測定指標数5個のうち、「A」が4個、「C」が1個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、「C」が4分の1以下(新たなガイドライン上の5段階区分の判定方法から記載)であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。									
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	【(2)①ウ】「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者数 当初、木材業界団体の会員数が約20,000であることから、法律施行から5年目(令和3年度)にその75%の15,000が登録木材関連事業者として登録するとの目標から、令和2年度までに13,000と設定したところ。本法に基づく令和元年度中の木材関連事業者の登録件数は206件と、平成29年度の19件、平成30年度の193件と着実に増加しているが、実績値が418件、達成度合いが4%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1)外部要因 特になし。 2)内部要因 セミナーや個別相談会による木材関連事業者の登録推進に関する事業は実施しているものの、業態が多岐にわたる木材関連事業者、一般消費者に対するクリーンウッド法の周知等が十分でなかったため、これらの者の認知が不足していたこと、また登録には一定のコストがかかるため、それに見合う中小の事業者にとっての登録のメリットが十分に感じられていないこと等が考えられる。 3)総合的な要因 以上の内部要因により、目標を下回る結果となったと考えられる。									
評価結果	次期目標等への反映の方向性	【(2)①ウ】「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者数 これまで合法伐採木材等の流通量を増加させるため、取り扱う木材等の合法性の確認等を適切かつ確実に実施する登録木材関連事業者を増加させることを指標としていたが、上記要因により登録が思うように進んでいないのが現状である。引き続きセミナーや個別相談会による木材関連事業者の登録推進に関する事業は継続する必要があると考えており、さらに消費者側からの合法伐採木材等の利用の機運を高めるための施策も必要と考えている。今後は、木材関連事業者による取組の実態や問題点等を把握するとともに木材流通上の課題点を整理し、指標については次期基本計画に合せて、合法伐採木材等の流通量を増加させるため定量的に実態把握が可能な適切な測定指標の設定を検討する。									
	学識経験を有する者の知見の活用	<「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者数> ・クリーンウッド法の木材関連事業者の登録が低位であることについて、川下側の木材関連事業者に何らかのインセンティブを与えているのか。(室屋委員)									
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	－									
評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	令和3年度予算概算要求において、以下について要求を行う。 ・事業者や消費者へのクリーンウッド法の周知や登録の促進を行うため、引き続き普及啓発活動やセミナー・個別相談会等を行う、「木材需要の創出・輸出力強化対策」のうち『クリーンウッド』普及促進事業(補助)(継続)(0257)」を要求する。									
	税制	－									
	その他 (法令、組織、定員等)	－									
担当部局名	林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/経営課/森林利用課/整備課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】					政策評価実施時期		令和2年8月			